

各事業所認定調査御担当者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
(担当：認定担当 TEL075-213-5871)

消費税率変更に伴う認定調査業務委託料の取扱いについて

平素は、本市介護保険事業の円滑な実施に御協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、本市における認定調査業務は指定居宅介護支援事業所等への委託により実施しており、当該委託料につきましては、1件当たり在宅者3,240円(税込)、施設入所者2,700円(税込)として、皆様方に御協力をいただいておりますが、令和元年10月1日からの消費税率変更に伴い、調査料単価が下記のとおり変更となります。

記

1 委託料

次のとおり、委託料単価が変更となります。

区 分	令和元年9月30日まで(現単価)	令和元年10月1日から(新単価)
在 宅 者	3,000円(税込3,240円)	3,000円(税込3,300円)
施設入所者	2,500円(税込2,700円)	2,500円(税込2,750円)

2 適用日

令和元年10月1日以後に提出(納品)された認定調査票から新単価を適用します。

[委託料早見表]

	依頼を受けた月	調査実施月	提出月(納品月)	支払金額/件 (税込)	請求書 差替え
ケース①	～令和元年 9月30日	～令和元年 9月30日	～令和元年 9月30日	現単価 (在宅3,240円 施設2,700円)	
ケース②	～令和元年 9月30日	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～	新単価 (在宅3,300円 施設2,750円)	必要
ケース③	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～	令和元年 10月1日～		必要
ケース④	令和元年 10月1日～	令和元年 10月1日～	令和元年 10月1日～		

※ 提出日(納品日)は、区役所・支所・京北出張所が認定調査票を受け取った日となります。

※ ケース② 及び ケース③ に該当する場合は、下記③の請求書の差替えが必要です。

3 「請求書」（～令和元年9月30日依頼分）の取扱いについて

調査依頼時にお送りしている「訪問調査依頼書兼請求書」には、本市システム上、依頼日時点（～令和元年9月30日）の単価（請求額）が印字されるため、調査票の提出日（区役所・支所・京北出張所の受取日）が令和元年10月1日以後となる場合は、実際のお支払金額（請求額）と「訪問調査依頼書兼請求書」の請求額とが異なることになります。

つきましては、調査票の提出日が令和元年10月1日以後となる場合は、お手数ですが、別紙の請求書にて、上記②の（委託料早見表）及びお手元の「訪問調査依頼書兼請求書」を参照し、必要事項の記入及び押印のうえ、御請求いただきますようお願いします。

4 その他（要保護者で介護保険の被保険者以外の者の取扱いについて）

「要保護者で介護保険の被保険者以外の者の更新要介護（要支援）認定事務における訪問調査業務」（以下、「要保護者に係る調査業務」という。）についても、本件業務委託契約に準じて業務委託契約を締結（契約書第24条）していただいているところですが、要保護者に係る調査業務の委託料についても、消費税率引上げによる単価の見直しが行われる予定です。

「要保護者で介護保険の被保険者以外の者の更新要介護（要支援）認定事務における訪問調査業務委託」に関して、御不明な点がございましたら、京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課（Tel075-251-1175）までお問い合わせください。